

令和3年8月13日

西原町立小中学校 校長 殿  
スポーツ少年団等 代表者 殿

西原町教育委員会  
教育長 新島 悟  
(公印省略)

## 緊急事態宣言下における「8月16日(月)～8月31日(火)」期間中の 西原町立小中学校の部活動(スポーツ少年団等含む)について

ご存知のとおり、本町では8月4日(水)～8月15日(日)までの期間の部活動について、県教育委員会の方針に準じて部活動を制限したところではありますが、昨日は新規感染者が700名を超え、依然として感染の急拡大に歯止めがかからない等、極めて憂慮すべき状況が続いております。

この厳しい状況を鑑みて、みだしのことについて、本町でも下記の通り部活動を制限します。

また、九州・全国大会を控える中学校部活動顧問並びに小学校スポーツ少年団等の指導者におかれましては、感染症防止策を徹底した上での活動をお願いします。

つきましては、児童生徒、保護者、スポーツ少年団等及び部活動顧問への周知徹底をお願いします。

なお、下記の内容に変更がある際は、別途通知することを申し添えます。

### 記

- 1 8月16日(月)～8月31日(火)までの期間中の部活動は原則休止とする。但し、以下の場合はその限りではない。
  - (1) 九州・全国の大会及びコンクール等に派遣されるチーム及び個人の練習に限り、学校長の許可(スポーツ少年団等代表者の責任)の下、2時間以内、必要最小限の人数にて行うこととする。
  - (2) 九州・全国大会の予選を兼ねる県大会及びコンクール等の場合は、その予選大会の2週間前から練習をすることができる。その際は、(1)の制限と同様とする。
  - (3) 上記期間中に夏休みが終了し学校が再開した場合は、上記(1)(2)の要件を満たす部活動及び個人のみ、早朝練習なしの平日90分以内、土日休日は2時間以内とする。
  - (4) 上記期間中の練習試合や合同練習は行わないこと。
- 2 部活動を行う際の留意点
  - (1) 発熱等の風邪の症状等がある場合には、児童生徒や指導者も参加しないこと。
  - (2) 同居家族に風邪の症状等がみられる場合には、児童生徒・指導者も参加しないこと。
  - (3) 部活動前後に、児童生徒同士の飲食等を控えるよう特に指導を徹底すること。
  - (4) 万一、練習中の感染の可能性が疑われた場合に備え、部顧問・スポーツ少年団等指導者は練習参加児童生徒の体調管理・参加状況を常に把握しておくこと。